

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県環境影響評価条例の一部が改正され、環境影響評価方法書における説明会の開催及び環境影響評価図書の電子縦覧等が義務付けされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 環境影響評価方法書等の公表は、事業者、県又は関係市町村のウェブサイトへの掲載のうち適切な方法により行うものとする。
- (2) 方法書説明会は、参加者が参集しやすい日時及び場所で行うものとする。
- (3) 事業者が方法書説明会を開催するときに公告しなければならない事項について定める。
- (4) 事業者が方法書説明会の開催を要しない場合の事由等について定める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

駐停車時エンジン停止推進者に対する認証事務の簡素化を図る。

2 規則の概要

- (1) 駐停車時エンジン停止推進者認証申請者に紙（ステッカー）を交付することで認証を行い、認証証明書は廃止する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 制限地域に公益の増進に寄与し、良好な景観・風致の維持に配慮された広告物等を特例として表示し、又は設置できるようにするため所要の改正を行う。
- (2) 鳥取県屋外広告物条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 制限地域の広告物等の表示等を許可する基準として、公益の増進に寄与し、良好な景観又は風致の維持に配慮された広告物等で、知事が鳥取県屋外広告物審議会の意見を聴いて別に定めるものであることを加える。
- (2) 登録申請書、誓約書及び略歴書を未成年者の法定代理人が法人である場合に対応した様式に改める。
- (3) 登録申請者が法人である場合にその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面の添付をやめる。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする(1)及び(4)の一部を除き、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、特定鳥獣保護管理計画を定める際の利害関係人の意見聴取について、公聴会の開催の義務付けが廃止されたこと等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の制定に伴い、当該標識の寸法を定める。

2 規則の概要

- (1) 公聴会を開こうとする場合の公告等に関する規定を新たに設ける。

- (2) 指定猟法禁止区域等の標識の寸法について定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする(3)の一部を除き、平成24年4月1日とする。
 - イ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則は、廃止する。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 入居者の負担の軽減と事務の効率化を図るため、家賃等の減免申請について収入申告書等への記載で代えることができるよう所要の改正を行う。
- (2) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正等に伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 入居者が市町村民税の均等割が課されない者等に該当するときは、収入申告書その他の書類に家賃等の減免を受けようとする旨を記載して知事に提出することをもって、家賃等減免申請書の提出に代えることができる。
- (2) 収入申告書等の様式について、家賃等の減免を受けようとする旨を記載できるようにする。
- (3) 入居者の資格から同居親族があることという要件を廃止することに伴い、入居の申込書等を定めた規定の整備を行う。
- (4) 優先的に選考して入居させる者の要件として、60歳以上の者でその者の看護又は介護を行う同居者がいるものであることを加える。
- (5) 外国人登録法の廃止に伴い、入居者の申込書等を定めた規定中、引用する外国人登録法の法律名及び根拠条項を削る。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年7月9日とする(5)を除き、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部改正について

1 規則の改正理由

国の訓練手当の支給要領の一部が改正され、受講手当の支給日数に上限が定められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 技能習得手当のうち受講手当の日額を500円（現行 700円）とする。
- (2) 技能習得手当のうち受講手当の支給日数の上限を40日とする。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成24年度から新たに実施される県営土地改良事業の施行に要する費用について徴収する分担金の総額を定める。

2 規則の概要

- (1) 平成24年度から施行する農村災害対策整備事業の各年度の分担金の額は、次のとおりとする。
 - ア 振興山村、過疎地域又は特定農山村地域を含む市町村であって知事が別に定める要件を満たすものにお

いて行う事業 工事費の100分の2に相当する額

イ ア以外の市町村において行う事業 工事費の100分の7に相当する額

(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。